

入札公告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年（2024年）5月 9日

下関市役所豊田総合支所長 岡山 学

記

1. 業 務 名 豊田総合支所市民生活課公用自動車賃貸借業務
2. 契 約 内 容 別紙1仕様書及び別紙2車両仕様書のとおり
3. 契 約 期 間 契約締結日から令和11年6月30日まで
4. 賃貸借期間 令和6年7月1日から令和11年6月30日まで（60月）

<長期継続契約>

地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条の3の規定に基づく長期継続契約

※ただし、長期継続契約の締結により、契約期間中の予算措置が当然に保障されるものではなく、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除することができるものとする。ただし、契約を変更し、又は解約したことにより損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、賃借人と賃貸人が協議して定める。

5. 入札参加条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿「賃貸借（リース）」の「車両」に登録されており、地域区分が「市内」「準市内」「準市内2」であること。
- (4) 入札参加資格申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

6. 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場 所 下関市役所豊田総合支所市民生活課及び下関市ホームページ
- (2) 日 時 公告日から令和6年5月23日（木）17時まで

7. 入札参加申請方法

「入札参加資格確認申請書」（別紙3）を、下関市役所豊田総合支所市民生活課（〒750-0421下関市豊田町大字殿敷1918番地1）に提出すること。郵送の場合は、書留郵便物に限り受け付けるが、次項に示す期間内に必着のこと。

8. 申請書提出期限

令和6年5月23日（木）17時までとする。

なお、申請書及び添付書類が不備の場合、また受付期限を経過した場合は受理しない。

9. 入札参加資格確認結果の通知

審査の結果は、令和6年5月27日（月）までに、「入札参加資格確認通知書」（別紙4）によりファクシミリを使用して通知する。

10. 質問の方法

- (1) 本契約に関する質問は、下関市役所豊田総合支所市民生活課にファクシミリにより提出すること。

FAX番号 083-766-0522

- (2) 質問の期限は、令和6年5月22日（水）17時までとする。
- (3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。

11. 入札日時等

- (1) 入札日時 令和6年6月3日（月）10時00分
- (2) 入札場所 下関市役所豊田総合支所2階 第3会議室
（下関市豊田町大字殿敷1918番地1）

12. 入札の方法

- (1) 入札において使用する入札書は「入札書」（別紙5）を使用すること。
- (2) 入札書に記載する額は、60か月間にかかる賃貸借料金の総額とし、消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載すること。
- (3) 郵便による入札は認めない。
- (4) 代理人に入札させるときは、「委任状」（別紙6）を入札前に提出すること。
- (5) 入札会場への入場は、1入札者（個人、法人を問わない。）につき、1人までとする。

1 3. 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

1 4. その他

- (1) 入札参加者が入札の日までに入札条件及び入札参加資格の登録募集時に登録基準を満たさなくなるときは、入札に参加できない。
- (2) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは、入札を中止し、または延期する場合がある。
- (3) 次に掲げるもののいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 記名押印のない入札又は誤字、脱字等があることにより意思表示が不明確である入札
 - エ 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - カ 入札保証金が所定の額に達しない者のした入札
- (4) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなるとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (5) 入札参加資格確認申請に係る費用はすべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返却しない。
- (6) 本業務において得た入札参加資格は、本公告に定められた入札期日をもって、その効力を失う。
- (7) 入札契約に関する書類の作成にあたっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具(消せるボールペン等)は使用しないこと。

1 5. 問い合わせ先

〒750-0421

下関市豊田町大字殿敷 1918 番地 1

下関市役所豊田総合支所市民生活課 担当 海原

電話番号 083-766-2187

FAX 番号 083-766-0522